

2021年度徳島県農業会議事業計画

I 事業実施方針

令和2年に世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症に対して、政府は感染拡大防止と経営活動の両立を目指して各種対策を講じているが、未だ収束の兆しが見通せない状況にある。

更に、「日米貿易協定」の発効（令和2年1月1日）や「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」の交渉合意（令和2年11月15日）、「日英包括的連携協定（EPA）」の発効（令和3年1月1日）等、経済のグローバル化は一層深化した。加えて、近年激甚の度合いを増している台風・集中豪雨やCFS（豚熱）・鳥インフルエンザの感染拡大が、農業の生産基盤のみならず農村基盤の脆弱化を進行させており、農業・農村を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

このような状況の中、農業委員会組織は担い手の確保と農地の集積・集約化の加速化に向けた一層の取り組み強化が求められていることから、特に農業委員会では人・農地プランの策定で明らかになった地域における農地利用と担い手の確保方針に基づき、農業者への農地の利用調整やマッチングを行うため、戸別訪問や話し合い活動の実施が不可欠なものとなっている。

また、本年は農業委員会法制定70周年を迎えるとともに、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の5年が経過する制度・組織の大きな節目の年となる。

このため、農地利用の最適化の取り組みの新たな段階として、農業委員・農地利用最適化推進委員一人一人の活動強化を重点に事業推進を図ることとし、各農業委員会における「農地利用最適化推進指針の策定」や「委員の担当地域の実情を踏まえた目標設定」はもとより、農業委員会の農地の利用状況調査（農地パトロール）、利用意向調査の計画的な実施についても今まで以上に支援していくこととする。

その際、委員活動の見える化を強化するため令和2年度より取り組んでいる「農地利用最適化活動進捗状況共有シート」の取り組みを各農業委員会に浸透させるとともに、委員の日々の活動記録を記帳する活動記録簿の普及推進に取り組む。

さらに、各農業委員会における農地情報公開システムの月次更新処理等の日常業務への活用、新規就農・新規参入に向けた相談活動の充実、認定農業者等の担い手に対する経営改善指導の実施、農業経営の法人化の推進、農業一般に関する調査や情報提供活動を行うとともに、関係機関との連携の強化を図る。

加えて、本県の農業施策等がさらに積極的に展開されるよう、農業・農村現場の意見をくみ上げ農村現場が抱える諸課題を反映させた「徳島県重点農業施策に関する政策提案」を県に行うとともに、「県農業委員会女性協議会」・「県担い手育成総合支援協議会」・「県農業法人協会」・「県農業委員会職員協議会」・「県有機農産物認証協会」・「新規就農相談センター」・「無料職業紹介所」・「労働保険事務組合」の業務運営も実施する。

II 事業計画

1 会議の開催

農業会議の運営と各種事業の推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 総会、理事会
- (2) 常設審議委員会
- (3) 農業委員会会長・事務局長会議
- (4) 農業委員会系統組織活動推進のための諸会議

2 法令に基づく業務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域整備法、その他法令に基づく事項について常設審議委員会で審議・審査し、その意見を答申する。

3 農政活動事業

農業委員会等を通じて、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見や農政課題に対する政策提案を、県に対して「徳島県重点農業施策に関する政策提案」として実施する。

4 機構集積支援事業

「人・農地プランの実質化」の進展により、農地の出し手と認定農業者等の担い手の存在及びその意向が明確化した地域における農業委員・農地利用最適化推進委員一人一人の農地利用の最適化の目標設定と行動計画の策定を推進するとともに、農業委員会活動記録簿による活動内容の記帳活動を支援し、農業委員会活動の見える化を実現する。

また、今年度新たに試験導入されるタブレット端末を活用し、農業委員会総会や委員研修のWEB開催に向けた取り組みを支援する。

さらに、農地情報公開システムの日常業務における活用やデータ更新を支援し、農地の利用状況調査及び意向調査の計画的な実施に活用できるシステムの構築に努める。

さらに、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携強化や遊休農地発生防止・解消に向けた取り組みに関する研修を行うとともに、適正な農地制度の執行に務めるため、農地の売買・転用事務等の透明性、公正・公平性の確保について指導を徹底する。

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員等の研修の充実

農業委員・農地利用最適化推進委員一人一人に農地利用の最適化の目標設定と行動計画の策定を推進するため、各農業委員会における研修会の開催を働きかけるとともに、農業委員会活動記録簿への活動内容の記帳を推進する。

また、農地利用の最適化を加速化させるため、具体的な活動事例を交えた特別研修を実施し、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動推進に努める。

なお、農業委員会職員に対しては、試験導入されるタブレット端末を活用した農業委員会活動や効果的な農業委員会業務が実施できるよう全国農業会議所や県、県農業委員

会職員協議会と連携し研修会等を開催する。

(2) 農地情報公開システムの利活用促進

農地情報公開システムの日常業務における活用やデータ更新を支援するため、農業委員会を巡回しシステム担当者に対する個別指導を実施するとともに、農地情報公開システムのデモ環境を活用した研修会を開催し、システムの利活用に向けた取り組みの充実を図る。

(3) 農地利用最適化指針・上乘せ条例未整備の農業委員会の指導

農業委員会の農地利用最適化に向けた取り組みの基本となる「農地利用最適化指針の策定」を支援する。

さらに、農地利用最適化交付金の活用が可能となる報酬条例が未整備の農業委員会に対し、県とともに巡回指導を実施し、「報酬条例の整備と農地利用最適化交付金の活用」に向けた働きかけを行う。

(4) 調査活動の推進

全国農業会議所が実施する農業構造に関する全国的な基礎調査や、新たな政策提案等を行うための基礎資料を整備するため、次の調査を実施する。

- ① 田畑売買価格等に関する調査
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査
- ③ 政策提案等のための基礎資料整備のための調査

5 受託事業

(1) 農業者年金業務指導等事業

農業者年金事業、経営移譲・経営継承の相談など農業者年金基金の行う業務の円滑な推進を図るため、農業者年金基金の委託を受けて農業委員会に年金業務の指導を行う。

また、年金業務に関連する農地・相続・贈与等の相談活動並びに農業者年金への新規加入者を確保するため、各市町村に加入推進部長を設置し、戸別訪問の強化を図るとともに、特別研修会や巡回指導等を実施することにより老後における農業者年金の必要性について理解を求める。

(2) 農の雇用事業

農業法人等が新規就業者を新たに正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を支援し、農業分野における雇用の確保と地域農業を担う人材を育成する。

(3) 新 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業

農業法人等が就職氷河期世代の新規就農者を雇用し、技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を支援し、地域に定着する農業従事者を確保する。

(4)情報提供推進事業

農業委員会が組織運動を展開するための情報提供活動の一環として全国農業新聞の普及・拡張に取り組むとともに、農地の利用集積の促進、担い手の育成・確保を加速させるため、新たな制度等の普及・浸透について全国農業図書を活用促進に努める。

また、全国農業図書を農業委員等の資質向上や農業委員会の活動強化にも活用する。

(5)就農促進支援強化事業

新規就農相談センターにおいて新規就農希望者に対する就農・就業相談活動を実施するとともに、無料職業紹介所の運営体制の整備、ニーズに即した就農生活関連情報の収集・提供を実施するほか、インターネットを通じた情報提供活動を充実する。

(6)とくしま就農スタート研修事業

本県で新たに農業を始める者が円滑に就農できるようにするため、新規就農者と先進農家や農業法人等の受入農業経営体とのマッチング等を行う。

また、短期間の雇用を通じた実践研修に取り組む機会を提供し、研修期間中の雇用について研修費支援を行うことを通じて本県における新規就農者の定着促進を図り、地域農業の担い手を確保する。

(7)農作業事故撲滅キャンペーン展開事業(事業名変更)

農作業死亡事故を未然に防止するため、秋の農作業繁忙期に向けて実施する「徳島県農作業安全運動月間」のキックオフイベントとして「農作業事故撲滅セミナー」を開催するとともに周年を通じて農作業安全講習会を開催し、事故要因やそれに基づく安全対策について周知徹底を図る。

また、農業経営体における労災保険への加入及び経営者の特別加入について促進を図る。

(8)農業担い手コンシェルジュ事業

農業経営における新たな労働力として期待されている「外国人材・障がい者・アクティブシニア（以下、「外国人材等」という。）」の雇用に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、県内数カ所において外国人材等を求める農業者が気軽に参加できる相談会や研修会を開催し、農業者と外国人材等とのマッチングを支援する。

また、JA等が実習実施者となり、農業者との農作業請負契約に基づき行う「農作業請負方式技能実習制度」の普及を図りJA等の派遣事業者を育成することにより、農業者の労働不足の解消を図る。

(9)とくしまエシカル農産物GAP等ステップアップ支援事業(事業名変更)

JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P等の国際水準GAPの認証取得を目指す「とくしま安2GAP農産物認定生産者」等に対し、GAPの専門家をアドバイザーとして派遣することにより、国際水準GAPへの取り組み及び認証取得を支援する。

また、国際水準GAPの取得に向けて年間を通じて研修会を開催するとともに、GAP取得に向けた農業者等からの問い合わせに対応する相談窓口を開設する。

Ⅲ 情報提供活動の強化

農業委員会組織は、農業者に対して正確な農政情報の提供と農業施策の普及浸透について成果をあげることが期待されている。

このため、①農村現場に農政情報をわかりやすく正確に提供する活動、②農業者や地域の「声」を受け止め農政に反映させる活動、③情報を活用した「人づくり、経営づくり、地域づくり」に向けて、全国農業新聞並びに全国農業図書を活用した情報提供を行う。

また、各農業委員会の独自情報として「農業委員会だより」の発行支援や、農業会議の手づくり情報誌「かけはし21」の発行を通じて農業委員会組織の情報提供活動の一層の強化を図る。

Ⅳ 付帯業務の実施(農委法第43条第1項第8号)

2021年度事業計画に関連する付帯事業として、次の業務を実施する。

- 1 徳島県農業委員会女性協議会の業務運営
- 2 徳島県担い手育成総合支援協議会の業務運営
- 3 徳島県農業法人協会、徳島耕畜連携型農業研究会の業務運営
- 4 徳島県農業委員会職員協議会の業務運営
- 5 NPO法人 徳島県有機農産物認証協会の業務運営
- 6 新規就農相談センター、無料職業紹介所(許可番号:36400002)の業務運営
- 7 労働保険事務組合の業務運営(農業者のための労災保険窓口)